

平成 29 年度

岩手県男女共同参画調整委員年次報告書

岩手県男女共同参画調整委員

平成 29 年度 岩手県男女共同参画調整委員年次報告書

目 次

1	男女共同参画に関する苦情及び相談の処理体制の概要	
(1)	設置根拠	1
(2)	調査の対象となる申出	1
(3)	申出の処理方法	2
(4)	申出方法	2
(5)	男女共同参画に関する苦情及び相談の処理体制の流れ	3
2	平成 29 年度の苦情及び相談の申出の処理の概要	
(1)	岩手県男女共同参画調整委員名簿	4
(2)	会議（合議）経過	4
(3)	申出受付・処理状況	4
(4)	申出等への対応状況一覧	5
(5)	男女共同参画に関する苦情の処理の概要	5
	別紙 岩手県男女共同参画調整委員の調査結果	7
3	男女共同参画調整委員所感	22
4	関係規程	
(1)	岩手県男女共同参画推進条例	25
(2)	岩手県男女共同参画推進条例施行規則	31

1 男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度の概要

2 平成 29 年度の苦情及び相談の申出の処理の概要

3 岩手県男女共同参画調整委員所見

4 關係規程

(1) 岩手県男女共同参画推進条例

(2) 岩手県男女共同参画推進条例施行規則

《お問い合わせ先》

岩手県男女共同参画調整委員事務局

(岩手県環境生活部若者女性協働推進室)

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL 019-629-5336 Fax 019-629-5354

ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/~hp0313/>

1 男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度の概要

この制度は、男女共同参画の推進のため、委員を置いて男女共同参画に関する苦情及び相談の処理を行うもので、平成15年4月1日から実施しています。

(1) 設置根拠

岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）第16条

（施行日：平成15年4月1日）

（苦情及び相談の処理）

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(2) 調査の対象となる申出

ア 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

イ 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策についてが、苦情の対象となります。

また、男女間での暴力的行為、セクシャル・ハラスメント等私人間の事案で、直接具体的な被害や不利益などをこうむり、相手方に対し改善等を求めるものが、相談の対象となります。

なお、県内で発生した事案のみが対象となります。

【調査しない申出】

○ 判決、裁決等により確定した事項

○ 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（昭和47

年法律第 113 号) 第 13 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 14 条第 1 項の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成 13 年法律第 112 号) 若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 50 号) の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項

- 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項
- その他調整委員が調査することが適当でないとする事項

(3) 申出の処理方法

- ア 男女共同参画調整委員は、県民又は事業者の方々からの申出があった場合、申出の内容について必要な調査を行います。
- イ 県の施策については、必要に応じて、施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行います。
- ウ 人権が侵害された事案については、必要に応じて、その事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると求めるときは、助言、是正の要望等を行います。
- エ なお、私人間の事案については、他の相談機関での相談等の制度利用により申出に適切に対応できる場合は、必要に応じて、その関係機関に引継ぎます。

(4) 申出方法

申出方法は、原則書面とし、郵送又はファックスにより受け付けます。
なお、匿名での申出や電話での申出は受け付けません。

【申出先】

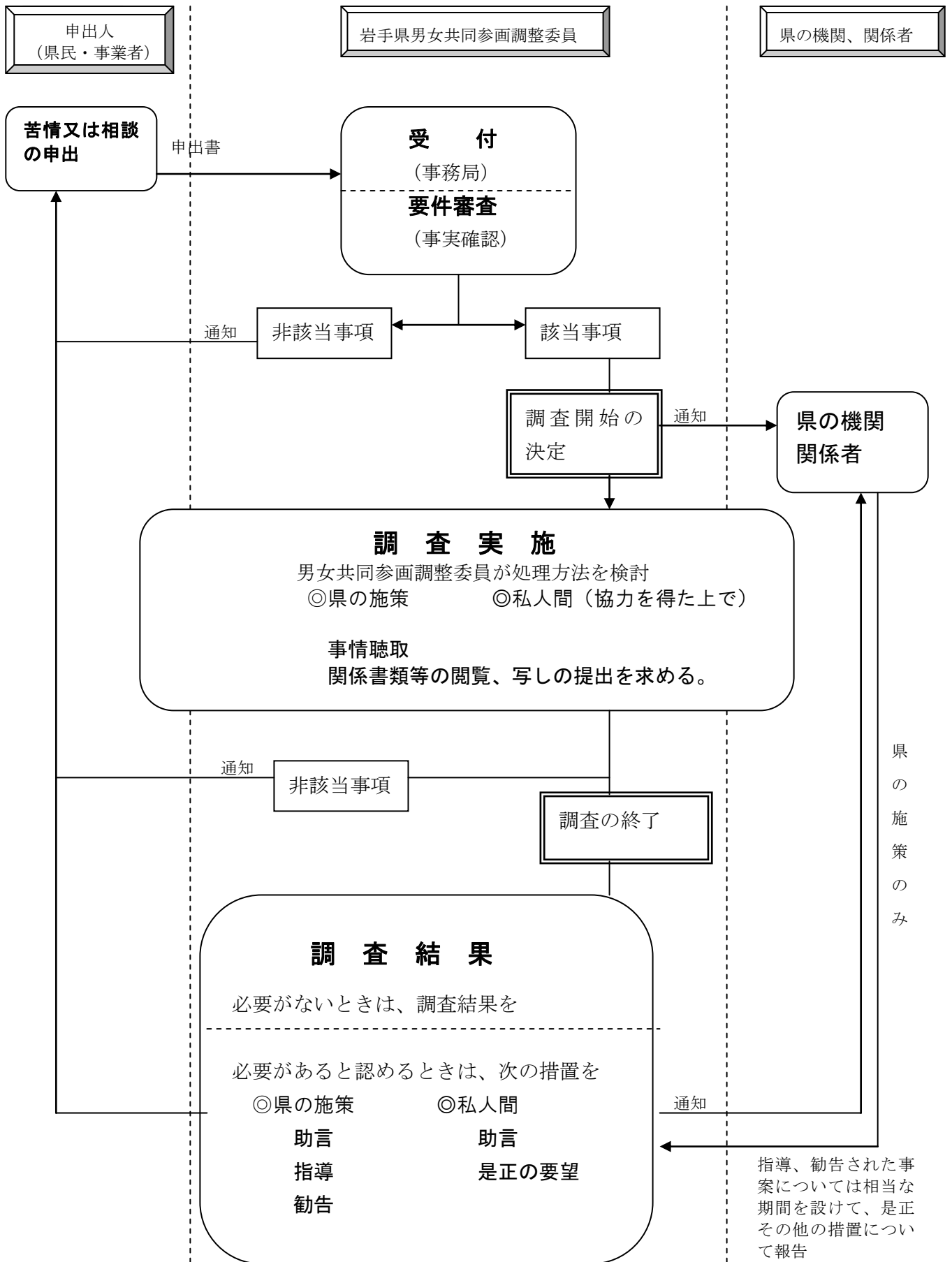
岩手県男女共同参画調整委員あて (事務局：若者女性協働推進室)

〈郵送〉〒020-0850 盛岡市内丸 10-1

又は〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

〈専用ファックス〉019-629-5349

(5) 男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度の流れ



2 平成 29 年度の苦情及び相談の申出処理の概要

(1) 岩手県男女共同参画調整委員名簿

小笠原 基也（弁護士）

篠原 亜希（弁護士）

堀 久美（岩手大学男女共同参画推進室准教授）

(2) 会議（合議）・調査等の経過

平成 29 年 1 月にあった苦情 1 件（整理番号 28-1 案件）について、審査・検討を行った。

年 月 日	会 議 等	内 容
H29.5.1	第 1 回合同会議	処理方針検討
〃	岩手県教育委員会教育長に調査開始通知書を送付	
H29.6.6	県教育長に説明等依頼書を送付	前回（平成 20 年）の勧告内容に対し、教育委員会がどのような取組を行ってきたかなど
H29.6.30	県教育長から文書による回答	
H29.8.21	第 2 回合同会議	県教育委員会等からの回答について
H29.10.2	県教育長に説明等依頼書を送付	学校における男女共同参画の推進に関する教育についての説明
H29.10.13	県教育長から文書による回答	
H29.10.26	第 3 回合同会議	学校における男女共同参画の推進に関する教育についての県教育委員会からの説明
H29.12.25	第 4 回合同会議	これまでの検討経緯、学校における男女混合名簿の使用について
H30.3.12	第 5 回合同会議	処理結果のまとめ
H30.3.29	第 6 回合同会議	処理結果のまとめ
H30.3.30	県教育長に対する勧告書を送付	
H30.5.29	県教育長から勧告への是正報告の提出	

(3) 申出等への対応状況（平成 29 年度）

制度又は個別案件に関する問合せ なし
調整委員への新規申出 なし
処理結果（整理番号 28-1 案件）に対する意見 なし
処理結果に関する公文書開示請求 なし

(4) 申出受付・処理状況一覧（平成 15 年 4 月 1 日から 30 年 3 月末までの累計）

分 類	受付事案件数	処理済事案件数
苦 情 (①)	5 件	5 件
相 談 (②)	5 件	5 件
合 計	10 件	10 件

①苦情・・・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

②相談・・・男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案についての相談

(5) 平成 29 年度に取扱った男女共同参画に関する苦情の処理概要

県民から申出のあった苦情について、『県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情』に該当するものと判断し、男女共同参画調整委員 3 名合同で調査及び審査をした結果、岩手県教育委員会教育長あて勧告を行った。（調査結果は P 8～P 21 のとおりである。）

また、勧告に対して、岩手県教育委員会教育長から岩手県男女共同参画調整委員あて措置報告があった。

苦情の内容・趣旨

男女別名簿の使用は、男女差別に当たるので改善せよという前回の苦情申出から約 10 年が経過しようとしているが、実態は後退している。

10 年を振り返り、何が問題だったのかを明らかにし、「いわて男女共同参画プラン」に合致した、人権尊重の観点を含めた混合名簿の実現のために、早急に新しい勧告を求める。

男女共同参画調整委員が行った勧告の概要

男女共同参画の推進及び一人ひとりの児童生徒の人権尊重の観点から、男女混合名簿使用の更なる促進のための措置を講ずるよう勧告を行った。（平成 30 年 3 月 30 日付け）

【勧告の趣旨】

- 1 「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく、「いわて男女共同参画プラン」を今後も推進していく上で、児童生徒に教える側である教員一人ひとりの理解を深める観点から、各種会議や研修等において男女共同参画社会の基盤づくりに資する学校教育の意義や男女混合名簿の意義等に関する周知を図ること。
また、各種会議等を通じた県の取組の情報提供などによって、市町村に対しても男女混合名簿の使用に関して、より一層の検討を働きかけること。
- 2 既に男女混合名簿を使用している学校の議論のプロセス等の情報を提供するなど、男女混合名簿の使用に取り組みやすい環境づくりに努めること。
- 3 男女混合名簿の使用状況調査を実施する際に、調査の意義の明確化や調査項目の適切な改善を行うなどして、学校における男女混合名簿の使用の一層の促進を図ること。

勧告に対する措置報告の概要

岩手県教育委員会教育長から下記のとおり報告があった。(平成 30 年 5 月 29 日)

1 勧告の趣旨 1 に対する対応

男女混合名簿の使用について、会議等において教育長から、県立学校長へは直接指導を行い、市町村教育委員会教育長へは、一層の検討を行うよう働きかけを行った。

また、担当から下記の通り、勧告の趣旨及び各学校において今後必要な対応等について説明を行った。

今後も、県立学校に対しては指導していくとともに、市町村教育委員会に対して、継続して働きかけを行っていく予定としている。

(1) 担当からの趣旨説明

ア 岩手県男女共同参画調整委員から男女混合名簿の使用に関する勧告があったこと。

イ 「いわて男女共同参画プラン」に沿って、男女共同参画に関する教育や学習を推進していること。

ウ 男女混合名簿を未使用の県立学校においては、今年度議論を深め、平成 31 年度からの使用を検討すること。

エ 男女混合名簿の未使用の小中学校においては、勧告の趣旨を踏まえ、使用に向けた前向きな検討を進めるようお願いしたいこと。

(2) 男女混合名簿の使用について、働きかけを行った会議等

	月日	会議等の名称
小 中 学 校	4月10日	教育事務所長会議
	4月26日	県教委と市町村教委の意見交換
	5～7月(予定)	校長研修講座(県内6カ所)
高 校	4月19日	第1回県立学校長会議
	4月24日	県立学校副校長会議

2 勧告の趣旨2に対する対応

既に男女混合名簿を使用している学校において行われた議論等を情報収集し、今後予定している使用状況調査実施時に、資料として添付し情報提供を図っていく。

3 勧告の趣旨3に対する対応

勧告における調査項目の改善例を参考にしながら、使用状況調査の調査項目に男女共同参画社会の意義の理解と、男女混合名簿の使用につながる設問を検討し、調査を実施する。

(別紙)

岩手県男女共同参画調整委員の調査結果

1 前回の申し出からの10年間の振り返り

(1) 男女共同参画に関する法律、条例、計画の位置づけ

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっており、このことは男女共同参画社会基本法の前文において明言されている。

また、教育基本法第2条第3号においても教育の目標として、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」が規定されている。

このような中、岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）においては、第3条第2号により、男女共同参画を推進するうえでの基本理念のひとつとして、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること」とし、第14条により、「県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする」と規定しているところである。

加えて、「いわて男女共同参画プラン」においては、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」として、「男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行う」必要があるとされており、このための施策の方向として「授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進する」とこととされている。

一方、「男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し」として、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々に対する人権尊重の観点からの配慮が必要」な現状をあげている。

このことから、県では毎年6月に男女共同参画フェスティバルの開催や、街頭及び商業施設での普及啓発活動の実施、更には男女共同参画サポーターの養成などにより、男女平等意識の向上に努めている。

(2) 県教育委員会等のこれまでの取組による現状について

県教育委員会においては、教員研修の中で男女共同参画に関する内容を実施するとともに、前回の勧告（平成20年9月22日付け第5号）以降、「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく「いわて男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会の基盤づくりに資するため、学校において改めて男女混合名簿の使用について議論し、検討を進めるよう情報提供が行われている。

具体的には、県立高校の場合は校長会議、小・中学校の場合は市町村教育長や教育事務所を対象とした会議において、男女混合名簿の使用について議論をし改めて検討を行うよう働きかけている。また、毎年度、各学校に対し、調査趣旨を説明の上で男女混合名簿使用状況調査を行い、その結果を踏まえ男女混合名簿の使用について議論し改めて検討を行うよう通知されている。

各学校は、実態に応じて男女混合名簿の使用について検討し、実施しており、県立高校（全日制）における使用状況（平成 29 年 9 月現在）は、平成 21 年度の 31%から 60.9%と上昇しているものの、小学校においては、平成 21 年度の 32.7%から 37.8%、中学校においては、平成 21 年度の 10.5%から 18.7%と、まだ十分な使用状況とは言えない。

県立学校の調査において、男女混合名簿を使用していない理由に、「習慣・慣習による」をあげる学校に対しては、県立学校長会議において名簿使用において名簿使用に関する積極的な議論を行ってほしい旨、周知がなされており、情報提供として調査結果は各学校に通知されている。

各学校においても、授業を通じて男女共同参画意識の定着に関する教育を行っているが、男女混合名簿と併せて複数の名簿を作成することは、事務の煩雑さを招き、事務処理上の混乱を生じる可能性があるという考えや、授業等で取り組んでいることから、あえて男女混合名簿を使用するまでもないという考えの学校もあることから、特に小・中学校では県立高等学校に比べて使用率が低いままの状況である。

平成 25 年に県内の高校教員の研究部会と任意団体が共同で行った高校生を対象とした抽出調査では、生物学的な性と心の性の不一致又は違和を感じている生徒が 6.1%であるとの回答結果もあったところである。

2 課題

- (1) 10 年前の前回の勧告である「情報提供」について、県立高校の場合は校長会議、小・中学校の場合は市町村教育長や教育事務所を対象とした会議において、男女混合名簿の使用について議論をし、改めて検討を行うよう働きかけてきたが、教員一人ひとりの男女共同参画社会への理解がまだ十分とは言えないことから、今後とも男女混合名簿の使用意義について理解を深める教員研修等の推進を図る必要がある。
- (2) 男女混合名簿の使用が進まない大きな理由の一つとして、「複数の名簿を作成することで事務が煩雑となる。」など、使用についての消極的な意識があることから、取り組みやすい環境づくりに努める必要がある。
- (3) 現在、行っている男女混合名簿の使用状況調査については、必ずしも校内で男女混合名簿の使用についての議論をしなくても回答が可能な調査内容になっていることから、調査項目の見直しを含め、学校現場での議論及び検討を促すことが必要である。

3 勧告の内容等

(1) 根拠

岩手県男女共同参画推進条例第 3 条第 2 号において、男女共同参画を推進するうえでの基本理念のひとつとして、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。」としており、学校教育段階においては、社会全体の動向も踏まえつつ、発達段階に応じて、男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性に関する教育の推進が求められている。

文部科学省設置の人権教育の指導方法等に関する調査会議がまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕指導等の在り方編」によれば、学校における人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指すものであり、その教育効果を上げるためには、教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底している環境が求められることから、児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」(注)が重要であるとの指摘がある。

学校で使用する「男女別で男子が先、女子が後」とする男女別名簿は「隠れたカリキュラム」の例とされており、教師の意図の有無に関わらず、男子優先というルールが繰り返されることの影響は大きく、必要以上に男女を分ける慣行に結びつくものとも言われていることから、指導する教員の意識の向上が重要である。

(2) 勧告の内容

男女共同参画の推進及び一人ひとりの児童生徒の人権尊重の観点から、男女混合名簿使用の更なる促進のため、次の措置を講じられるよう勧告する。

- 1 「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく、「いわて男女共同参画プラン」を今後も推進していく上で、児童生徒に教える側である教員一人ひとりの理解を深める観点から、各種会議や研修等において男女共同参画社会の基盤づくりに資する学校教育の意義や男女混合名簿の意義等に関する周知を図ること。

また、各種会議等を通じた県の取組の情報提供などによって、市町村に対しても男女混合名簿の使用に関して、より一層の検討を働きかけること。

- 2 既に男女混合名簿を使用している学校の議論のプロセス等の情報を提供するなど、男女混合名簿の使用に取り組みやすい環境づくりに努めること。
- 3 男女混合名簿の使用状況調査を実施する際に、調査の意義の明確化や調査項目の適切な改善(※)を行うなどして、学校における男女混合名簿の使用の一層の促進を図ること。

(※) 現在の調査項目の改善例

- ① 質問項目を「男女混合名簿を使用しない理由」ではなく、「男女混合名簿を採用できない理由」に変える。
- ② 男女混合名簿を採用できない理由に「習慣・慣例による」を選んだ場合は、校内での議論を行った回数やその際に出た意見等の質問を追加する。
- ③ 男女混合名簿を採用できない理由に「生徒の男女共同参画への理解を阻害するというデメリットを与える可能性があっても男女別名簿を使用する理由があるから」の選択肢を追加し、その理由を記載させる。
- ④ 性的マイノリティの児童生徒への配慮はどうしているかの質問を追加する。

- ⑤ 男女混合名簿を使用しない理由の選択肢から「健康診断等の際使用しやすい。」を除く。(健康診断票は調査対象外のため)
- ⑥ 混合名簿使用校に対して、事務上の工夫の自由記載欄を設ける。(事例を公表することで、混合名簿不使用校の参考とするため)

なお、名簿を教材に男女平等について児童生徒に話し合わせるなどの教育に取り入れるような積極的な取組も行っていただきたい。

<参考資料>

(注)「隠れたカリキュラム」

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。(中略) だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

出典：人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 指導等の在り方編」

平成 20 年 3 月より

男女混合名簿の使用状況について(私立・国立)

岩手県環境生活部若者女性協働推進室調べ
平成29年7月現在

1 県内学校数

学校種	私立		国立	
		うち男女共学		うち男女共学
小学校	1	0	1	1
中学校	2	0	1	1
高等学校	13	10	0	0
特別支援学校	1	1	1	1

※太枠が調査対象

2 男女混合名簿を使用している割合

学校種	私立	国立
小学校	-	0%
中学校	-	0%
高等学校	50%	-
特別支援学校	100%	100%

※学校数の率については調査対象校数に対する割合である。

3 男女混合名簿の使用の有無

【私立】

	小学校 (校)	%	中学校 (校)	%	高等学校 (校)	%	特別支援 学校(校)	%
1 指導要録	-	-	-	-	5	50	1	100
2 出席簿	-	-	-	-	5	50	1	100
3 学級名簿	-	-	-	-	5	50	1	100
4 入学生名簿	-	-	-	-	5	50	1	100
5 卒業生名簿(台帳)	-	-	-	-	5	50	1	100
6 修了生台帳	-	-	-	-	-	-	-	-
7 健康観察	-	-	-	-	-	-	-	-
8 健康診断票	-	-	-	-	-	-	-	-
9 その他	-	-	-	-	0	0	0	0

【国立】

	小学校 (校)	%	中学校 (校)	%	高等学校 (校)	%	特別支援 学校(校)	%
1 指導要録	0	0	0	0	-	-	1	100
2 出席簿	0	0	0	0	-	-	1	100
3 学級名簿	0	0	0	0	-	-	1	100
4 入学生名簿	0	0	0	0	-	-	1	100
5 卒業生名簿(台帳)	0	0	0	0	-	-	1	100
6 修了生台帳	0	0	0	0	-	-	-	-
7 健康観察	0	0	0	0	-	-	-	-
8 健康診断票	0	0	0	0	-	-	-	-
9 その他	0	0	0	0	-	-	0	0

4 性的マイノリティの方への名簿上の配慮を行っている学校割合

学校種	私立(%)	国立(%)
小学校	-	0
中学校	-	0
高等学校	0	-
特別支援学校	0	100

※1～3の質問項目及び選択肢は県立・市町村立学校の調査を参考にしている。

男女混合名簿の使用状況について(県立)

岩手県教育委員会学校調整課調べ

平成 30 年 3 月末時点

1 使用状況の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	133 校 (32.7%)	122 校 (31.3%)	120 校 (32.1%)	119 校 (32.4%)	123 校 (34.4%)	117 校 (34.2%)	119 校 (35.2%)	121 校 (36.5%)	122 校 (37.8%)
中学校	20 校 (10.5%)	19 校 (10.1%)	19 校 (10.3%)	21 校 (11.4%)	22 校 (12.8%)	22 校 (13.2%)	26 校 (15.7%)	26 校 (16.0%)	30 校 (18.7%)
高等学校 (全日制)	22 校 (31.0%)	22 校 (33.3%)	22 校 (33.3%)	22 校 (33.8%)	23 校 (35.4%)	23 校 (35.4%)	25 校 (38.5%)	36 校 (56.3%)	39 校 (60.9%)
高等学校 (定時制)	6 校 (54.5%)	6 校 (54.5%)	6 校 (54.5%)	5 校 (55.6%)	5 校 (55.6%)	5 校 (55.6%)	6 校 (66.7%)	7 校 (77.8%)	8 校 (88.9%)

※特別支援学校においては、使用率が 100%であること。

2 学校の総数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	407	389	373	367	358	343	336	332	324
中学校	190	187	183	183	172	167	166	163	162
高校(全日)	71	66	66	65	65	65	65	64	64
高校(定時)	11	11	11	9	9	9	9	9	9

○学校教育法施行細則（抜粋）

昭和 32 年 1 月 14 日教育委員会規則第 1 号

改正

昭和 35 年 4 月 30 日教育委員会規則第 8 号

昭和 41 年 4 月 1 日教育委員会規則第 6 号

昭和 42 年 9 月 29 日教育委員会規則第 6 号

昭和 45 年 3 月 6 日教育委員会規則第 4 号

昭和 46 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号

昭和 46 年 8 月 30 日教育委員会規則第 8 号

昭和 48 年 4 月 1 日教育委員会規則第 7 号

昭和 51 年 4 月 27 日教育委員会規則第 7 号

昭和 51 年 5 月 25 日教育委員会規則第 8 号

昭和 54 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

昭和 54 年 12 月 28 日教育委員会規則第 8 号

昭和 55 年 3 月 14 日教育委員会規則第 1 号

昭和 55 年 5 月 23 日教育委員会規則第 7 号

昭和 57 年 2 月 12 日教育委員会規則第 1 号

昭和 57 年 4 月 23 日教育委員会規則第 5 号

昭和 60 年 4 月 26 日教育委員会規則第 7 号

平成 3 年 6 月 21 日教育委員会規則第 9 号

平成 5 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号

平成 5 年 12 月 24 日教育委員会規則第 7 号

平成 6 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号

平成 11 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号

平成 12 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 8 日教育委員会規則第 1 号

平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号

平成 20 年 3 月 7 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 7 月 1 日教育委員会規則第 12 号

平成 20 年 10 月 31 日教育委員会規則第 15 号

平成 21 年 3 月 6 日教育委員会規則第 2 号

平成 23 年 7 月 1 日教育委員会規則第 5 号

平成 24 年 6 月 15 日教育委員会規則第 3 号

平成 28 年 3 月 25 日教育委員会規則第 2 号

学校教育法施行細則をここに公布する。

学校教育法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
 - (2) 専修学校 法第124条に規定する専修学校のうち、公立の専修学校をいう。
 - (3) 各種学校 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。
 - (4) 児童等 学校又は専修学校若しくは各種学校に在学する幼児、児童及び生徒をいう。
- 一部改正〔平成20年教育委員会規則1号・28年2号〕

(出席簿)

第16条 施行規則第25条に規定する児童等の出席簿（県立学校に係るものに限る。）の様式は、別に定める様式によるものとする。

一部改正〔平成20年教育委員会規則1号・21年2号〕

様式第11号

中学校（高等学校・特別支援学校高等部）

出席 空欄 欠席 / 遅刻 × 早退 ㊟ 忌引 ㊞

氏名	月 日	月 日 ()							月 日 ()							月 週						
	時 限	H	1	2	3	4	5	6	7	H	1	2	3	4	5	6	7	出席 日数	欠日 病気	席数 事故	遅刻 回数	早退 回数
	科 目	R							R													
	担 任																					
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
52																						
53																						
54																						
55																						
		出席	欠席	遅刻	早退					出席	欠席	遅刻	早退									

(A4)

「いわて男女共同参画プラン」抜粋

＜施策の体系＞

- I 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進
 - 1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進
 - 2 防災における男女共同参画の推進
- II 女性の活躍支援
 - 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進
 - 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり
 - 4 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備
 - 5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - 2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し
 - 3 家庭における男女共同参画の推進
 - 4 地域における男女共同参画の推進
- IV 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援
 - 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 2 メディアにおける人権の尊重
 - 3 生涯にわたる女性の健康支援

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

《現状・課題》

- 男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男性・女性双方にとって有意義であることについて意識啓発を図る必要があります。

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 家庭教育の充実

- 男女共同参画推進月間を中心とした各種啓発事業や情報紙発行などにより、家庭における人権教育の大切さについて普及啓発を図ります。
- 家庭教育資料の提供及び子育てサポーター等の家庭教育に関する指導者や支援者の活用等により、子育てなどの家庭教育に関する主体的な学習を支援します。

(2) 学校教育の充実

- 授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 児童生徒が自己の在り方、生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立できるための能力を育成します。
- 児童生徒が互いの性を尊重して、性についての正しい知識や認識を深め、責任ある行動がとれるよう、発達段階に応じた教育の充実を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員の研修体系に基づく研修等を充実します。
- 性に関する指導を進めるための学校体制のあり方や指導内容などについて研修を行います。

(3) 社会教育の充実と生涯学習の振興

- 全ての県民が男女共同参画に関する生涯学習の情報を得ることができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報の収集や提供を行います。
- 市町村に対し、男女共同参画に関する今日的課題についての講座を開設するなど、各種の学習機会の提供を促します。
- 社会教育に携わる職員の研修を充実し、資質の向上を図ります。

- 男女共同参画センター¹が実施するセミナーや出前講座等により、地域、企業等における男女共同参画に関する学習の機会を提供します。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合 [若者女性協働推進室]	%	H27 59.9	90.0
男性の男女共同参画サポーター認定者数（累計） （男性のサポーターがいる市町村の割合） [若者女性協働推進室]	人 (%)	H27 100 (66.7)	155 (100)
生涯学習情報提供システム利用件数 [生涯学習文化課]	件	23,710	30,820

《参考指標》

指標名	単位	現状値 (H26)
男女共同参画フェスティバルの参加者に占める男性の割合 [若者女性協働推進室]	%	H27 12.0
生涯学習を支援するボランティア等を対象とした研修会の実施回数 [生涯学習文化課]	回	15

¹ 男女共同参画推進の拠点施設として、平成 18 年度にいわて県民情報交流センター（アイーナ）内に設置。県民を対象とした男女共同参画に関する情報提供、学習、相談、交流事業を実施している。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

《現状・課題》

- 社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。
- 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々に対する人権尊重の観点からの配慮が必要です

《目指す姿を実現するための施策の方向》

(1) 意識啓発と制度・慣行の見直し

- 国、市町村、県民、NPO等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向けて、男女共同参画の必要性について広報・啓発活動を実施します。
- 男女共同参画センターの講座や情報紙等により、固定的性別役割分担意識の解消や、家庭・地域・職場における慣習・しきたりについて男女共同参画の視点で気づきや見直しを促すための意識啓発を行います。
- 自分らしく生きていくうえで様々な不安や悩みを抱えている男女や、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行います。
- 女性が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、男女共同参画センター等において情報提供や、講座開催、相談事業を行います。
- 男性からの多様な相談ニーズに対応するため、男性相談員による男性相談を実施します。
- 性的指向や性同一性障害を理由とした困難に直面している人々の状況やニーズに対する理解を深めるため、行政及び関係機関の職員等を対象とした研修を行います。
- 市町村等と連携して、地域における男女共同参画の推進状況を調査し、男女共同参画の視点での見直しが必要なものについてはそれを促します。
- 岩手県男女共同参画推進条例に基づく苦情・相談処理制度により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の見直しや、男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害された事案の改善を図ります。

《主要指標》

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
社会慣習の中での不平等感の割合 [若者女性協働推進室]	%	H27 73.1	60 以下

《参考指標》

指標名	単位	現状値（H27）
社会慣習の中での不平等感の割合（年代別） [若者女性協働推進室]	%	20 歳代：68.3 30 歳代：78.5 40 歳代：73.8 50 歳代：80.0 60 歳代：76.5 70 歳以上：59.5

私は、平成 28 年から男女共同参画調整委員に任命されていますが、平成 29 年に初めて苦情申出の調査にあたることになりました。苦情の内容は、平成 20 年 9 月 22 日付勧告で、学校における男女混合名簿の使用についての改善を要請してから約 10 年経過したが、男女混合名簿が実現するどころ、逆行している運用が見られるというものでした。

確かに、私がまだ学校に通っていたころは、男女別で、しかも必ず男性が先という名簿があまりにも当たり前横行していましたが、自分が親になって子どもが学校に通うようになって、男女混合名簿が使われているのを見て、違和感を全く覚えませんでしたので、いまだ男女別名簿を使っている学校がどれほどあるのかと思いました。

ところが、調査を始めてみて、平成 28 年度に至って、県立高校は 56.3%が男女混合名簿を使用しているものの、小学校においては 36.5%、中学校については 16.0%しか使用しておらず、この割合は 5 年前に比べても微増しかしていないことを知り、自分の子どもが通っている学校は、むしろ少数派だったのかと愕然としました。全国的に見ても、男女混合名簿の使用が 90%以上、中には 100%という都道府県が、人口の多寡や地域に関わらず、いくつもあったことからすれば、男女混合名簿を使用することについての支障は何らなく、あとは意識と取組の問題であることが汲み取れました。

また、平成 20 年に比べて、性同一性障害を持つ児童・生徒への配慮の必要性がはっきり認識されている現在においては、男女別名簿は、潜在的な性による役割分担の認識の現れというだけにとどまらず、人によっては苦痛を与え続けられるものであるということも懸念されました。

しかし、アンケート調査の回答を見ると、男女混合名簿を使用しない理由として、いまだ「特段問題を感じない」「慣習」と答え、そのような意識・慣習にこそ問題があるのだということに気づかない現場の実態がありました。

そこで、なぜ、特に小中学校において男女混合名簿が浸透しないのかなどについて県の教育委員会から意見を聴取し、どのようにすればもっと男女混合名簿を使用しなければならないという意識を現場の教職員や児童・生徒に芽生えさせることができるかについて、委員間で闊達な意見交換を行いました。

その中で、この男女混合名簿の問題は、男女共同参画社会の実現に向けた「隠れたカリキュラム」であるという認識が重要であるという結論に至りました。これを生きた題材とすることで、未来を担う子どもたちの男女共同参画社会に対する意識の向上に繋がればと思います。

県の教育委員会は、この問題について、これまでもアンケート調査を行うなど、真摯に取り組んでこられました。今後はさらに市町村の教育委員会や各学校現場においても、この問題について真摯に考え、また、子どもたちと一緒に議論していくことで、男女共同参画問題にとどまらない、主権者として自ら考える意識が醸成されるのではないかと期待しています。

第1 平成29年度の男女共同参画に関する苦情の内容

平成20年度、学校教育の場において、男女別名簿を使用することが男女差別に当たるとして実態の調査・改善をはかるべきとの苦情の申出がなされました。平成20年の申出に関しては、調整委員より、教育委員会に対して、男女共同参画推進の視点に立った議論を促すとともに、各学校が男女混合名簿の使用について主体的に判断するための情報提供を行うようにとの勧告がなされています。しかしながら、その後、約10年間の経過した現在もなお、男女共同参画の観点からは、男女混合名簿の実現状況が十分とはいえないとして、平成29年度、新たな勧告を求めるとの苦情の申出がありました。

第2 本件申出についての検討内容及び当職の所感

本件申出の検討をするに当たり、調整委員においては、平成20年度になされた勧告の内容を振り返るとともに、前回の勧告内容をふまえ、教育委員会においてどのような取り組みを行ってきたか、男女混合名簿が使用されない原因はどのようなものか、県内における男女混合名簿の使用状況等について教育委員会に報告を求めました。

調査結果については、年次報告書「2. 平成29年度の苦情及び相談の申出の処理の概要」に記載されている通りです。

調査の結果、男女混合名簿の使用率に関して、残念ながら、岩手県の使用状況は全国的にみても決して高いとはいえない状況でした。もちろん、地方によって、混合名簿を使用するための体制作りを割くことのできる人員の確保状況は異なるのであり、使用率が他県に比して高いとはいえないことが、岩手県教育委員会に置いて取り組みを怠っているとはいえないと思います。

しかしながら、男女の名簿を区別し、様々な場面で男子と女子で分けるという画一的な区別の仕方や、男子が先・女子は男子の後という風潮を受け入れることが当然となることは、男女共同参画の観点及び現代社会における性的マイノリティの児童への配慮という観点からは望ましいとはいえず、全国基準に劣らない教育が必要であることはいまでもありません。

私自身、中学時代までは学校では男女別名簿が使用されており、生徒を男女で区別すること、男子が先で女子は男子の後ということに大きな違和感をもっていませんでした。しかし、今回の調査検討を行い、男女混合の名簿を使用することで、男性と女性という区別の仕方を当然としない意識を育むうえで有益であると強く感じました。男女という枠組みでの固定的な区別から離れたとき、「男性が先で女性は後（あるいは女性が先で男性が後）」、「男性だから・・・、女性だから・・・」という考えではなく、一個人としての在り方を尊重できるのではないかと思います。

今後の教育の場においては、男女共同参画及び性的マイノリティへの理解に対する考え方を深める観点から、男女混合名簿の作成・使用が周知されるよう努めていただきたいと思います。

岩手県では、県民や事業者は、県の実施する男女共同参画推進の施策等について、苦情や相談の申出を行うことができ、その申出を適切かつ迅速に処理するために私たち委員が置かれています。男女共同参画社会基本法でも、政府の施策に対する同様の規定がありますが、このような委員会の設置は、直接的な推進施策だけでなく、影響を及ぼす施策全体に対しても苦情の申出ができることから、男女共同参画社会実現に大きな役割を果たすことが期待される制度です。

男女混合名簿に関わる今回の苦情は、10年前の勧告にも関わらず、実態が後退していることに対し出されました。学校での「男子が先で、女子が後」の男女別名簿の日常的な使用は「隠れたカリキュラム」の一つとされており、教師が意図していなくても、学校生活を営む中で、子どもたちは、男子優先のルールを無意識のうちに学び取っています。このことは、前回の申出の以前から、研究の領域ではよく知られており、男女共同参画社会実現を阻害するものと指摘されていました。さらに近年は、必要以上に人びとを性別によって分けることが、性別違和を感じる、いわゆる性同一性障害の子ども達に苦痛を与えることから混合名簿への転換の必要性・重要性が指摘されています。

しかし、調査をしてみると、前回の勧告への対応策として教育委員会が実施しているアンケートでは、男女混合名簿を使用しない理由として、「男女別名簿で不都合がない」「混合名簿を使用する必要がない」「習慣・慣例による」といった選択肢が提示されており、とても驚きました。岩手県の意識調査では、「男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思われること」として、「さまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が最も高い回答率であることを踏まえると、「習慣・慣例」を理由とする男女別名簿の使用継続が問題であることは明らかです。日常的な男女別名簿の使用が男性優先を当たり前とする意識を生じさせ、そのことが、男女別名簿にも不都合を感じず、混合名簿を不要なものとする風土を作るといふ悪循環を生んでいると言わざるを得ません。全国には、混合名簿が当たり前の地域がたくさんあります。混合名簿が当たり前の地域からの転入生は、男性を先に位置づける名簿をどのように感じたでしょう。21世紀に入り、女性も進路選択の幅を広げ、その能力を発揮することが求められています。地域の人材育成を担う教育現場には、このような悪循環を断ち切ることが、求められているのではないのでしょうか。

男女共同参画推進のための研究成果が、少しも反映されていない現状を知り、研究者として担うべきことの大きさに身を引き締めたところです。今回の勧告の趣旨が理解され、教育現場での男女混合名簿導入が促進されることを願っています。県民の皆様にも、男女共同参画社会実現に向け、ご理解・ご協力をお願いいたします。

4 関係規程

(1) 岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雑則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （2）前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- （3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（附属機関等における積極的改善措置）

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（教育及び学習の推進）

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関

する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第 15 条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第 23 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第 24 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑則

(補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

(2) 岩手県男女共同参画推進条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 28 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（岩手県男女共同参画調整委員）

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の委員として岩手県男女共同参画調整委員（以下「調整委員」という。）を置く。

2 調整委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、1 人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、1 人以上は女性としなければならない。

3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 調整委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員は、再任されることができる。

6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反その他調整委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（職務の執行等）

第 3 条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。

（1） 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。

（2） 条例第 16 条第 4 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。

（3） 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。

（1） 職務の執行の方針に関すること。

（2） 職務の執行の計画に関すること。

（3） その他調整委員が合議により処理することとした事項に関すること。

4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（申出の方式）

第 4 条 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく申出（以下この条、次条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条において「苦情又は相談の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭であることができる。

（1） 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代

表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに電話番号

- (2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく相談の申出の場合にあっては、当該申出に係る人権の侵害があった日
- (5) 苦情又は相談の申出の年月日

2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があったときは、調整委員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 18 条第 1 項の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査することが適当でないと認める事項

2 調整委員は、条例第 16 条第 1 項の人権が侵害された事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以後にされたときは、当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前 2 項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

一部改正〔平成 19 年規則 23 号〕

(調査開始の通知等)

第 6 条 調整委員は、条例第 16 条第 3 項又は第 4 項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（以下「県の機関」という。）又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第 16 条第 4 項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 調整委員は、条例第 16 条第 3 項の規定により、県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第 4 項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第16条第3項の助言、指導又は勧告は、書面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 調整委員は、条例第16条第4項の助言を関係者に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第16条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 調整委員は、条例第16条第3項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を示す身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

(第12条関係)：掲載省略

